

国土交通省における木材利用推進状況

(全体の木材利用状況とりまとめ表)

事業区分	区 分		H20	H21	H22
官庁営繕	木造施設等整備	木造施設(m ²)	64	0	105
		木質内装施設(m ²)	31,528	8,995	82,838
公 園	木材を使用した都市公園整備	使用数量(m ³)	9,798	10,076	6,752
河 川	木材(間伐材)注1	使用数量(m ³)	29,890	39,050	28,180
道 路	樹木の支柱等	使用数量(m ³)	3,550	2,880	2,920
住 宅	低層木造公営住宅等注2	使用数量(m ³)	15,644	11,807	9,828
鉄 道	木造駅施設	使用数量(m ³)	165	348	402
港 湾	木材を利用した事業	使用数量(m ³)	404	535	251

注1：地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策等事業を含む。

注2：低層とは1，2階建て。公営住宅等とは公営住宅、地域優良賃貸住宅の一般型（公共供給）。

○国産材使用推進

国土交通省における国産材使用は、各事業・部局毎に工事実施機関及び施工業者への呼びかけ、取り組みなどにより使用比率向上に向けて推進を図っているところである。

国土交通省（大臣官房官庁営繕部）における木材利用推進状況

1 これまでの取組状況

（1）木造施設整備状況

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
棟 数	1	0	2
延面積 (m ²)	64	0	105
事業費 ^{注1} (百万円)	12	0	30

注1：木造施設の事業費は、木造施設の全体工事費の計。

（2）木質内装施設の整備状況^{注2}

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
棟 数	46	36	59
内装を木質化した室等の延面積 (m ²)	31,528	8,995	82,838

注2：木造施設は除く。

（3）木材利用推進についての具体的な方策

- ① 平成21年度は、木造建築工事標準仕様書及び公共建築工事標準仕様書の改定を行い、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、合法性、持続可能性の証明書を確認すること等を規定した。また、建築工事標準詳細図の改定を行い、木質内装に関する項目を大幅に追加した。

国土交通省公共建築物木材利用促進連絡会議を開催し、国土交通省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」の策定に向け、省内関係部局間の連絡・調整等を行った。（平成23年5月10日策定）

また、木造の官庁施設の設計の効率化に資すること等を目的として、外部有識者により構成される検討会を開催し、「木造計画・設計基準」の制定に向けた検討を行った。（平成23年5月10日制定）

平成22年度は、京都御苑児童公園休憩所その他の施設（計2件）を木造として整備した。

また、衆議院・参議院新議員会館その他の施設（計59件）において、内装等の木質化を積極的に推進した。

2 今後の方策

平成23年度以降は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物に関しては、原則として木造化を図るとともに、国民の目に触れる機会が多い部分においては、原則として内装等の木質化を図る。

また、木造耐火建築物の整備手法に関する検討を行うとともに、「木造建築工事標準仕様書」の改定や公共建築物を対象とした「木材利用のためのガイドライン」等の作成に向けた検討を行う。

国土交通省（都市局）における木材利用状況

1 これまでの取組状況

(1) 都市公園事業

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
木材使用数量 (m ³)	9, 7 9 8	1 0, 0 7 6	6, 7 5 2
うち国産材 (m ³)	8, 3 1 1	8, 7 7 0	5, 6 3 1

(2) 平成22年度 施設整備等実績調査結果（都市公園施設）

対象	施設数 (棟)	木材使用量 (m ³)	国産材率 (%)
木造建築物 ※1	1 7 6	2, 4 2 5	8 8
		うち国産材 2, 1 3 5	
建築物内装 ※1	1 4 2	3 2 2	8 6
		うち国産材 2 7 6	

対象	木材使用量 (m ³)	国産材率 (%)
休養施設 ※2	7 3 4	7 2
	うち国産材 5 2 9	
遊戯施設 ※3	3 4 4	7 9
	うち国産材 2 7 0	
管理施設 ※4	9 7 9	9 5
	うち国産材 9 2 6	
その 他 ※5	1, 9 4 8	7 7
	うち国産材 1, 4 9 5	

- 注1. 木材とその他の資材との混合の施設については、柵については横木又は縦木のうち少なくとも一方が木製のもの、ベンチについては座面又は背もたれが木製のものを集計対象とした。
2. 国産材利用について、国産材とその他産材が混合して使用されている場合、概ね5割以上国産材を利用しているものを国産材資材とした。

- ※1 建築物とは、建築基準法上の建築物である。
- ※2 休養施設とは、休憩所、ベンチ、野外卓等の施設である。
- ※3 遊戯施設とは、ブランコ、滑り台等の施設である。
- ※4 管理施設とは、門、柵、倉庫等の施設である。
- ※5 その他は、木道、デッキ等の施設である。

(3) 木材利用推進についての具体的な方策

- ① 「都市公園における国産木材等の利用促進について」(平成23年6月1日事務連絡)により、各都道府県及び政令指定都市の都市公園管理担当部局長等宛に、都市公園における国産木材等の積極的な利用を図るとともに、管内の市町村においても周知するよう、協力を要請した。
- ② 平成16年1月に木材使用事例集「公園における木材の新しい活用に向けて」を発行しており、広報活動を通じて木材利用を促進しているところ。
- ③ 平成22年度の都市公園全体における木材使用量は、建築物の整備が減少したこと等により、前年度と比較して減少したものの、建築物や木道、デッキ等のその他施設の整備にあたり、木材の積極的な利用に努めた。

2 今後の方策

- ア 都市公園整備における優良な木材利用の事例を紹介するとともに、国産木材等の一層の利用促進を呼びかける。
- イ 今後も地域性の尊重、持続可能な循環型社会への移行に資する公園緑地の整備・保全等の観点から、引き続き木材を利用した公園施設の整備促進を図る。

国土交通省（水管理・国土保全局）における木材利用状況

1 これまでの取組状況

（1）間伐材の利用状況

水管理・国土保全局所管事業

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
河川・ダム・砂防※1・ 海岸※2事業	29,890	39,050	28,180
うち国産材（m ³ ）	—	37,890	27,020

10m³未満は四捨五入しているのので、計とは端数において合致しない場合がある。〔単位：m³〕

※1：地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策等事業を含む。

※2：平成16年度より集計

（2）木材利用推進についての具体的な方策

- ① 「森を育む川づくり」を公表（平成9年12月22日）
- ② 『間伐材の有効利用を通じた「自然を活かした川」の整備と森林整備との連携』を通知（平成9年12月22日）
【通知の要点】
 - ・「自然を活かした川」の整備と森林整備の推進
 - ・都道府県林務部局と各地方建設局、北海道開発局及び都道府県河川及び砂防担当部局で連絡会を設置
 - ・土木部局は建設関係団体等に趣旨を徹底
- ③ 『間伐材やそれに類する材料を用いた場合の留意事項について』を通知（平成10年4月21日）
【通知の要点】
 - ・技術活用パイロット事業制度の活用
 - ・出来型管理の弾力的な対応
- ④ 『公共工事における間伐材の利用推進について』を通知（平成13年9月5日）
【通知の要点】
 - ・グリーン購入法に基づく国土交通省の調達方針における、間伐材の位置付け。
 - ・河川、砂防事業等における間伐材使用の更なる推進を喚起。
- ⑤ 災害復旧事業について『美しい山河を守る災害復旧基本方針（ガイドライン）』を策定、『河川環境の保全が可能となるような工法の基準』を通知（平成10年6月4日）

『美しい山河を守る災害復旧基本方針（ガイドライン）』を改訂、通知（平成13年6月）

【通知における該当事項】

- ・「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（ガイドライン）にて工法の一つとして木系護岸（丸太格子、杭柵工、粗朶法覆）を記述
 - ・「工法の基準」にて護岸の工法例として木系護岸（丸太格子、杭柵工）への間伐材の活用を記述
- ⑥ 『木材を利用した川づくりのすすめ ～間伐材を活かした河川・砂防工事事例集～』（平成18年3月）を国土交通省・林野庁の連携により作成
- ⑦ 『公共工事における間伐材の利用推進の徹底について』を通知（平成18年7月5日）
- ・間伐材の利用推進（利用の徹底と新たな工種への利用拡大）
 - ・連絡会議の開催と積極的な活用
 - ・間伐材の利用推進に向けた環境の整備
- ⑧ 水管理・国土保全局の平成22年度の間伐材利用状況は、平成21年度に比べると減となっているが、平成21年度についてはダム事業の進捗の中で木材を多く使用する工種を実施したことによるものであり、近年の利用量と比較するとほぼ例年並みとなっている。
- 間伐材の利用量については、護岸工や法面保護工等の木材使用量の多い工種の実施量に大きく影響され、これらの工種は年によって実施件数にバラツキがあるため、年ごとに全体の間伐材利用量には増減が生じる。
- 今後も使用量のバラツキはあるかもしれないが、仮設資材等においては、間伐材の利用が着実に普及しているものと考えている。

2 今後の方策

今後とも、連絡会議等により需要と供給の調整を図っていくとともに、会議の場を活用した利活用に関する意見交換などにより、護岸工、根固め工等への間伐材の利用促進や利用範囲の拡大の取組みを行う。

国土交通省（道路局）における木材利用状況

1 これまでの取組状況

(1) 木材の利用状況

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①樹木の支柱【単位：m ³ 】 うち国産材（m ³ ）	310 -	440 440	360 360
②用地管理用柵、木製防護柵 等【単位：m ³ 】 うち国産材（m ³ ）	2,600 -	1,940 1,930	2,240 2,230
③その他（道の駅等の木製 工作物、木製遮音壁等） 【単位：m ³ 】 うち国産材（m ³ ）	640 -	500 500	320 310
合 計	3,550	2,880	2,920

(参考) 木製防護柵及び木製遮音壁の設置状況

対象	木製箇所数（箇所）	木製延長（km）
木製防護柵	735	199
木製遮音壁	38	14

注. 平成23年3月31日現在の総設置箇所数及び延べ延長

(2) 木材利用推進についての具体的な方策

① 樹木の支柱

街路樹等の高木に、風倒防止、保護・養生するための木製の支柱を活用。

[平成22年度事業箇所] 国道11号(香川県東かがわ市)等

② 用地管理用柵、横断防止柵等

道路建設予定地として購入済みで工事着手していない用地の立入防止柵や横断防止柵等として木材を活用。

[平成22年度事業箇所] 帯広広尾自動車道(北海道河西郡中札内村)等

③ 道の駅等の木製工作物、木製遮音壁等

道の駅や高速道路のSA・PA等の整備に際し、テーブル・ベンチ、あずまや等に木材を活用。

[平成22年度事業箇所]「道の駅 なち」(和歌山県東牟婁郡那智勝浦町)等

④ 道路局国道課長より各地方整備局等の道路部長等に対し、「道路工事の実施にあたっては積極的に間伐材を使用されたい」旨通知(H13.9)。

道路局国道・防災課長、環境安全課長より各地方整備局等の道路部長等に対し、「『木の香る道づくり事業モデル地区』を設定し、地場産間伐材等の木材利用を推進する」旨通知。(H23.1)

⑤ 道路事業では、各道路管理者において、周辺の景観への配慮、間伐材等木材資源の有効利用等の観点から、地域特性や地域資源の現状等に応じて、上記のような取り組み等を通して、木材の活用を推進してきているところ。

2 今後の方策

今後も、周辺の景観への配慮、木材資源の有効利用、地域の個性ある道づくりの推進、林業等地場産業の振興等の観点から、木材の活用を積極的に推進。

国土交通省（住宅局）における木材利用状況

1 これまでの取組状況

(1) 低層公営住宅等における供給実績

	H20年度	H21年度	H22年度
低層公営住宅等（戸）	1,916	1,740	1,653
うち木造公営住宅等（戸）	1,119	941	843
低層住宅に占めるシェア（%）	58.4	54.1	51.0
延床面積（㎡）	82,771	76,423	53,285
事業費（百万円）	14,510	13,523	10,967

※公営住宅等とは、公営住宅、地域優良賃貸住宅の一般型（公共供給）。

※低層住宅とは1、2階建てのもので、中層住宅は含まない。

※供給戸数は着工ベース。

※H21年度以前は地域住宅交付金、まちづくり交付金、住宅市街地総合整備事業補助、
H22年度以降は社会資本整備総合交付金による事業の実績。

(2) 木材使用量実績

	H20年度	H21年度	H22年度
低層木造公営住宅等の木材使用量（㎥）	15,644	11,807	9,828
うち国産材使用量（㎥）	11,827	8,703	6,440

※公営住宅等とは、公営住宅、地域優良賃貸住宅の一般型（公共供給）。

※低層住宅とは1、2階建てのもので、中層住宅は含まない。

※H21年度以前は地域住宅交付金、まちづくり交付金、住宅市街地総合整備事業補助、
H22年度以降は社会資本整備総合交付金による事業の実績。

(3) 木材利用推進についての具体的な方策

- ① 木造公営住宅等の建設の推進。
- ② 防耐火や構造耐力に関する建築規制の合理化による、木造建築物を建設しやすい環境整備の推進。
- ③ 木造住宅の生産者等が行う木造住宅生産体制の整備、工法開発、担い手育成等に対する支援。
- ④ 構造・防火面の先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の整備に対する支援。
- ⑤ 長期にわたり使用可能な、地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備に対する支援。
- ⑥ 社会資本整備総合交付金による、木造住宅振興施策をはじめとする地域の実情に応じた住宅政策に対する支援。
- ⑦ 低層公営住宅等の過半を木造住宅として整備。
- ⑧ 木造住宅着工戸数の推移

(参考)

木造住宅着工戸数、木造率共に前年度実績より増加。

平成20年度 木造住宅着工 493千戸（木造率 47.4%）

平成21年度 木造住宅着工 437千戸（木造率 56.3%）

平成22年度 木造住宅着工 464千戸（木造率 56.7%）

※木造率とは新設住宅着工戸数に占める木造住宅の割合

2 今後の方策

今後とも、先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物や、地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備、木造住宅建設の担い手の育成等に対する支援、社会資本整備総合交付金による、木造住宅振興施策をはじめとする地域の実情に応じた住宅政策の促進に取り組んで参りたい。

国土交通省（鉄道局）における木材利用状況

1 これまでの取組状況

（1）木造施設等の整備

区 分	平成20年度	平成21年度	H22年度
駅数	34	31	31
延べ面積（m ² ）	1,722	3,282	10,652
木材使用量（m ³ ）	165	348	402
うち国産材（m ³ ）	—	211	350

注1：駅施設では、駅本屋、待合室、トイレ、ホーム上屋等において使用実績がある。

注2：各年度の駅数は、当該年度に完成した駅数である。

（2）木材利用推進についての具体的な方策

- ① 各鉄道事業者の自主的な取組による木材利用例は次の通りである。
 - ・自然、町並みとの調和を重視し、駅施設に木材を活用。
 - ・木の持つ特有の暖かみを考慮し、駅施設および車両等に木材を活用。
 - ・地場産業の育成、活用のために、駅施設および車両等に木材を活用。
- ② 駅施設については、年度ごとのばらつきはあるものの、環境、景観、意匠などへの意識の高まりや、地方自治体の働きかけなどもあり、小規模建築物等に木材の利用が定着している。

駅施設以外については、駅のベンチやテーブルを中心に採用事例があり、最近では、一般車両のシート、内装材等への採用実績が出てきている。

2 今後の方策

環境、景観、意匠などへの意識の高まりから、木材の利用は駅舎等の建築物のみならず、駅構内の諸設備、車両等への幅広い利用実績が見られる。今後とも、駅舎等の建築材料や外装材・内装材、車両の内装材などに木材の利用推進を図るよう鉄道事業者に働きかけて参りたい。

国土交通省（港湾局）における木材利用状況

1 これまでの整備状況

（1）木造施設等の整備

事業	区分	H20年度	H21年度	H22年度	適用事例
港湾整備事業	木造施設(材積:m ³)	136	354	249	
	うち国産材 (m ³)	72	102	175	
	直轄				
	木造施設(材積:m ³)	37	110	27	木柵、仮設材等
	うち国産材 (m ³)	6	17	26	
	補助				
	木造施設(材積:m ³)	99	244	222	ボードウォーク、ウッドデッキ、便所等
	うち国産材 (m ³)	66	85	149	
海岸事業補助	木造施設(材積:m ³)	12	66	1	植栽支柱
	うち国産材 (m ³)	4	63	1	
起債・県単独事業	木造施設(材積:m ³)	256	115	1	木製階段
	うち国産材 (m ³)	242	55	1	
合計	木造施設(材積:m ³)	404	535	251	
	うち国産材 (m ³)	318	220	177	

（2）木材利用推進についての具体的な方策

- ① 「港湾・海岸事業における間伐材の利用推進について」により各地方整備局港湾空港部長等に対し、港湾・海岸工事の実施にあたって積極的に間伐材を使用する旨の通達を行った（平成15年1月）。
- ② 平成22年度は、国産材の使用率が昨年度に比べ減少しているものの、仮設材、便所、木柵等で国産材が使用されている。

2 今後の方策

港湾整備事業（補助）等では人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成するため、親水性を活かした港湾緑地の整備を推進しておりボードウォーク、休憩所、トイレ等に木材を使用する例も多数見られる。今後も利用者の声を聞きながら、これらの箇所に木材の利用を推進することが考えられる。従って、事業実施に際しては、他の事業との連携も図りつつ、効率的、効果的に木材利用が促進されるよう事業を推進する。

具体的には、ベンチ、四阿（東屋）、トイレ、旅客ターミナル等の施設に

ついて、地域振興のために地元国産材を利用した整備を推進すべく、事業主体に働きかけて参りたい。